

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

1 日時

令和2年6月11日（木曜日）

午後1時43分開会、午後3時24分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

商工労働観光部

戸館商工労働観光部長、平井副部長兼商工企画室長、
小原定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、
高橋観光・プロモーション室長、似内商工企画室企画課長、
藤村商工企画室新産業育成課長、関口経営支援課総括課長、
橋場産業経済交流課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住促進・雇用労働室労働課長、
小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第7款 商工費

イ 議案第6号 職業能力開発校条例の一部を改正する条例

ウ 議案第7号 産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○ハクセル美穂子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

委員各位及び執行部に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、さきの議会運営委員会において、委員、執行部の出席職員及び書記の委員会室への水やお茶の持ち込みが可とされたところではありますが、持ち込んだ飲物の容器は、机の中や足元等見えないうちに置かれるようお願いいたします。

また、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、質疑は執行部の答弁を含めて1人当たり20分を目安といたしますので、御了承願います。なお、執行部の答弁は簡潔明瞭に行うよう御協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第4項地域振興費のうち商工労働観光部関係、第5款労働費、第7款商工費、議案第6号職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第7号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例、以上3件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平井副部長兼商工企画室長 初めに、議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、2款総務費、4項地域振興費の一部4,278万9,000円の増額、5款労働費1,949万9,000円の増額、4ページに参りまして、7款商工費の60億9,276万7,000円の増額の合わせて61億5,505万5,000円の増額補正であり、いずれも新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の15ページをお開き願います。2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費の説明欄、商工労働観光部の岩手県出身県外大学生等応援事業費は、岩手県出身大学生等が岩手県内でインターンシップや就職活動等を行う際の交通費及び宿泊費について、1人当たり最大で2万円を支援しようとするものであります。

23ページに参りまして、5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の新型コロナウイルス感染症対策オンライン就職支援事業費は、県内企業と学生のマッチングを支援するため、オンラインでの企業説明会を開催しようとするものであります。

次の 24 ページに参りまして、2 項職業訓練費、1 目職業訓練総務費の認定職業訓練運営費補助は、認定職業訓練施設が行う新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品の購入に要する経費の 3 分の 2、1 施設当たり 40 万円を上限に補助しようとするものであります。

2 目職業訓練校費の公共職業能力開発費は、県立産業技術短期大学校及び職業能力開発校に新型コロナウイルス感染症対策に必要な非接触型体温計等の備品の配備を行うほか、家計が急変した学生等の入学料を減免し、納付済みの入学料を還付しようとするものであります。

29 ページに参りまして、7 款商工費、1 項商工業費、2 目中小企業振興費の商工業小規模事業経営支援事業費補助は、中小企業者を支援するため商工会、商工会議所及び商工会連合会の経営相談体制の強化等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次の中小企業連携組織対策事業費補助は、中小企業団体を支援するため、岩手県中小企業団体中央会の経営相談体制の強化等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次の地域企業経営継続支援事業費補助は、中小企業者を支援するため 1 店舗当たり 30 万円を上限とする家賃支援の対象事業者を連続する 3 カ月間の売上高が前年同期比で 30% 以上減少した者に拡充するとともに、感染症対策等に要する経費に対し、1 店舗等当たり 10 万円を上限に補助しようとするものであります。

次のものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助は、中小ものづくり企業等を支援するため、生産拠点の国内回帰など将来の動きを見据えた競争力強化の取り組みに対し、必要な経費の 2 分の 1、1 事業者当たり 300 万円を上限に補助しようとするものであります。

一番下の買うなら岩手のもの運動展開事業費は、県産品の消費を促進する買うなら岩手のもの運動を拡充し、商品価格を 30% 割引くオンラインや紙面による物産展等を実施しようとするものであります。

次の 30 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の観光宿泊施設緊急対策事業費は、県内の宿泊施設を利用する県民の宿泊料に対し 1 泊当たり 2,000 円を助成するとともに、市町村が行う地元の宿泊施設を利用する住民の宿泊料の助成に要する経費に対する 2 分の 1 の補助の上限額を 1,000 円から 2,000 円に引き上げようとするものであります。また、みちのく岩手観光立県第 3 期基本計画における観光振興に関する施策の趣旨に沿って、生産性向上等の取り組みに関する独自計画を策定し、実施しようとする宿泊事業者に対し、1 施設当たり 100 万円の支援金を支給しようとするものであります。さらに、宿泊事業者が行う新型コロナウイルス感染症対策に必要な設備の整備等に要する経費の 3 分の 2、1 施設当たり 200 万円を上限に補助しようとするものであります。

次の観光バス運行支援事業費補助は、貸し切りバス事業者を支援するため、感染症対策を行って観光バスを運行する場合、その掛かり増し経費に対し、1 台 1 運行当たり 5 万円を上限に補助しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。

○金野労働課長 議案第6号職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第7号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例につきまして、いずれも住民税非課税世帯等の学生を対象といたしました入校料、入学料の免除に関する改正、新型コロナウイルス感染症に起因する経済的事情により修業が困難である学生に対する入校検定料、入学検定料、及び寄宿舎料の免除に関する改正でございますので、一括して御説明を申し上げます。

議案（その2）の26ページ及び28ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第6号職業能力開発校条例の一部を改正する条例案の概要及び議案第7号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。職業能力開発校及び産業技術短期大学校に入校、入学を許可された者に係る入校料、入学料の免除について定め、並びに新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修業が困難で、特に必要があると認められる者に係る入校検定料、入学検定料及び寄宿舎料の免除について定める等所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。〔1〕につきましては、職業能力開発校及び産業技術短期大学校の入校料、入学料の免除について定めるものであります。点線の箱書きの部分になりますが、今般、高等教育の無償化等を背景に、職業能力開発校または産業技術短期大学校におきまして、住民税非課税世帯等の学生を対象に授業料及び入校料、入学料の免除を行った場合に、今年度から国の交付金が措置されることになったところであります。本県におきましては、従前から経済的理由によって授業料の納付が困難である者に対しては免除制度を設けているところでございますが、今般、国の交付金措置を踏まえまして、入校料、入学料についても免除措置の対象に加えようとするものであります。

次に、〔2〕についてであります。新型コロナウイルス感染症に起因する経済的事情により、修業が困難であると認められる学生に対しまして、入校検定料、入学検定料及び寄宿舎料を免除しようとするものであります。なお、新型コロナウイルス感染症等に起因する経済的事情によりまして家計状況が急変した学生の授業料、入校料、入学料につきましては、ただいま〔1〕で御説明いたしました条例本則の規定により免除が可能になるものでございます。

〔3〕につきましては、家計状況が急変したことに伴いまして、授業料及び入校料の免除を行う場合、授業料や入校料、入学料の納付期限までに免除手続が完了しないというケースも想定されますことから、今回の改正に合わせまして授業料及び入校料、入学料に係る納付の猶予等について定めようとするものであります。

また、〔4〕につきましては、こちらも点線箱書きの部分になりますが、入校料、入学料の納付後に入校料、入学料の免除事由に該当し免除が決定した場合に、既に納付されている入校料、入学料を還付することができるよう所要の改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。これらの条例は令和2年7月1日から

施行し、今年度以後の年度分の授業料、今年度以後の入校生、入学生に係る入校料、入学料、今年4月以後の月分の寄宿舎料について適用するとともに、改正前後の規定の適用関係の整理のほか、納付済みの寄宿舎料が免除となった場合に、還付するための経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 観光総務費の22億円余についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の発生により、自粛やステイホーム、あわせて三密の回避がしっかりと守られていくということで、産業として一番厳しいのは観光産業だと私は思っています。宿泊、旅館を含めて、移動手段のバスやタクシー、お土産品売場など、さまざまな観光産業全体が厳しい環境に置かれていると思います。そういう中で、県として22億円余りの予算を補正で組まれたということは、私は非常に適切で、評価をしております。あとはこれをどのように運用して、今困っている観光産業に携わる方々の支援を行えるかであると思いますので、その上でお尋ねをします。

まず、観光宿泊施設緊急対策事業費ですが、提出予定議案等説明会では、19億円余となっております。項目が三つありますが、それぞれどれくらいの予算配分になるのか。それから、予算の根拠となっているものについて、詳細な説明を求めます。

○高橋観光・プロモーション室長 観光宿泊施設緊急対策事業費の19億円でございますが、事業が細かく分かれております。まず、県単独で行う宿泊料助成は、1泊当たり2,000円を県で助成するというものですが、内訳としましては4億2,400万円余でございまして、20万人泊を見込んでいます。予算額は4億円以上になりますけれども、事務費等を含めてこのような予算となります。

次に、市町村の行う宿泊の割引に対して補助額を1,000円から2,000円に引き上げるものでございますが、2億円という予算でございまして。こちらにつきましては、既に一般会計補正予算（第2号）で同額程度予算措置をしておりますので、その倍額ということで2億円となります。

それから、宿泊施設1施設当たり100万円の支援金についてでございますが、こちらは8億円となります。100万円掛ける800施設でございまして、この800施設は旅館業登録施設のうち6室以上の旅館、ホテルを見込んでおります。

それから、新型コロナウイルス感染症対策に必要な施設の整備ということで、4億8,000万円余を予定しております。3分の2の補助率で、200万円を上限額としており、対象施設は240施設を見込んでおります。この240施設は、先ほどの800施設のおおむね3割程度を見込んでいるものでございます。

○高橋はじめ委員 県民1人当たり1泊2,000円の助成で20万人泊を見込んでいます。そのほかに、事務費として2,400万円余を見込まれているところではありますが、これを利用する県民はどこへどのように申し込みをしたらいいのか。それから、どこでやる事務費

を見込まれているのか。国会では委託や再委託など、いろいろな問題が議論されておりますけれども、この県民の宿泊料の支援に対しては、どういう実行をされる予定になっているのかお尋ねします。

○高橋観光・プロモーション室長 どのような方法で申し込みするのかというお尋ねでございますけれども、現在いろいろスキームを検討している状況であります。イメージといたしましては、1万円の宿泊代の場合、2,000円の割引について、泊まる方が宿に行かれて、そこで8,000円を支払って、2,000円の割引をその場で受けます。宿からは、後日、県に2,000円分を請求いただくという形を考えております。

全て県で事務処理をするということはなかなか困難でありますので、民間委託を考えております。ただ、民間委託につきましては、さまざま国でも取り上げられている状況があります。私どもでも、お支払いする場合の振込手数料や広告費、実費等も踏まえて算定しているところであります。前回令和元年台風第19号でいわてふっこう割事業費等の実績がございますので、それらを踏まえて事務費は算定したところでございます。

○高橋はじめ委員 今市町村でも宿泊施設利用の助成をやられています。直接市町村民が宿に申出すると、宿では本人の住所や所在確認をやらなければならないし、申込書を書かなければならない。旅館におきましては、それらを精査しなければならないことや、まとめて県に対する請求をしなければならないなど、そういった事務が煩雑に出てきているということで、宿では今人員が非常に足りない中で事務量が多いので、大変厳しいという声が聞こえてくるわけです。

他県の例を見ると、旅行業協会などが窓口になって事務処理を一括してやっているという事例があります。その辺を含めて他県の様子を見ながら、せっかくこういう事業を設けても、いろいろなところで困る人が出ないようにしていただきたいと思います。

先日も岩手県旅行業協会からの要望があったようでございますが、いわてふっこう割事業費も、直接やったけれども、旅館から岩手県旅行業協会に事務の一部をお願いできないかという要望が来たと言います。そういうことがありますので、現場の実態に合わせて進めるべきではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。もう少し聞きたいことがあるのですが、限られた時間ですのでこの辺にしたいと思います。

それから、観光バス運行支援事業費補助は3億円ということで、5万円を単純に割り算をすると、6,000台分となります。2,000円補助の4億円も含めて、予算がなくなったら、それで打ち切りという捉え方でよろしいですか。

例えば学校や地域の移動手段として観光バスの事業者をお願いする場合には、例年ですと40人乗れるところを、三密を防ぐために20人ずつにして2台にする。その際、その費用がかなり膨らむので、膨らんだ分を昨年と同じような料金で、児童生徒などの利用する方は利用できる。それから、1台ふやした分は観光バス会社が補助を受けて埋めていくという捉え方でよろしいのでしょうか。どういう形で進めようとしているのかお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 ただいまのお尋ねでございますけれども、バス事業者

に対する補助と支援という形になります。今お話しのとおり、バス事業者のほうでは、新型コロナウイルス感染症対策ということで、三密を避けるために、40人定員のバスに40人乗せられないために、半分ぐらいの人数でやらざるを得ないという対策や、それから乗るたびの車内消毒、感染を防ぐための空調装置の設置など、いろいろな対策が必要になるところでございます。感染症対策をとりながらバス運行をせざるを得ないという、掛かり増し経費の部分についての支援ということで1台1運行当たり5万円という支援を行うものでございます。

割引につきましては、バスを使う側からすると、従来1台なのが2台になるということがあります。明確な形はないのですが、5万円の積算については、1台当たり大体10万円という積算のもとではじいております。割引につきましては、使う側とバス事業者との調整にはなりますけれども、こういった制度を活用できればと考えております。

○高橋はじめ委員 私は地元の旅行会社に行って話を聞いてきたのですが、来月に山形県へのサクランボ狩りツアーを企画しているそうです。例年バス1台を出しているようですが、三密を避けるために2台にしなければならない。1台17万円ほどかかるそうですが、倍の34万円かかることになります。その分をどうするのかというと、ツアーに参加する人に負担を求めなければならないということで、昨年と比べて大体2,500円から3,000円ぐらいの経費負担の増となるのです。

この5万円は、どういうルートで補助されていくのでしょうか。旅行業者が企画したものであっても、経由してバス事業者に5万円が行くわけですから、除菌などにかかる経費を除いた利用料金が減額になるようなスキームを考えていかなければ大変ではないかと思えます。

業者いわく、朝の7時に出発して夜の7時に帰ってくるというツアーで1万4,800円かかるということです。この金額でお客さんが集まるかという心配をしているのです。直接バス事業者ではなくて、旅行業者も対象にして、バス事業者と相談して、利用者の参加費用の負担減に結びつくようなことをぜひ考えていただければと思います。今この新型コロナウイルス感染症関係で一番大変なのは観光産業と言われておりますので、ぜひ観光産業が生きていけるようなことを含めて進めていただきたい。これは要望でございます。

○川村伸浩委員 私からも、ただいま高橋はじめ委員が質問された観光宿泊施設緊急対策事業費について質問させていただきます。

まず、ただいまの説明では、20万人泊を想定して補正予算を算出されているようですが、期間はどのくらいになるのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 先ほど御答弁申し上げた20万人泊の考え方でございますけれども、期間は7月から9月までの期間で見込んだ数字でございます。過去3年間の県内の宿泊人数を推定いたしまして、20万人泊としたところでございます。

○川村伸浩委員 私の地元の花巻市では、1泊当たり県で1,000円、市で2,000円という補助事業を6月1日からスタートしておりますが、状況を聞きますと、あまり芳しくない

と伺っています。宿泊施設も市も県も、こういった事業をせっかく取り組んでいるので、積極的なPRが必要ではないかと思うのですが、その辺の考え方についてお願いします。

○高橋観光・プロモーション室長 委員御指摘のとおり、こういった制度につきましては十分なPRが必要ということでございます。先ほどの質疑でも部長から御答弁申し上げたとおり、実施市町村が4市町村、検討しているところが9市町村という状況でございます。今回補助額を引き上げするという事で再度御提案している状況でありますので、再度市町村には情報提供しているところでございます。我々も実際に県民の方が使うに当たって、これからも十分なPRをしていきたいと考えております。

○川村伸浩委員 例えば1万円の宿泊料でも半額で泊まれる、あるいは3分の1で泊まれるというようなものであれば飛びつくと思います。ただ、1万円に対して4,000円の補助、あるいは1万2,000円に対して4,000円の補助で8,000円になるというと、確かにお得感がありますが、微妙であると思われます。自分たちが積極的に応援をしようという入り方によって、利用者がふえてくると思います。国ではGo To キャンペーンを企画されているようですが、まずはその前に、地元の方が地元の企業を助けていくという姿勢が本当に大切だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助についてお伺いをいたします。この対象、想定についてお知らせいただきたい。

○小野自動車産業振興課長 新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が停滞する中で、中小ものづくり企業等が経営を維持しながら、生産拠点の国内回帰など、将来を見据えて実施する競争力強化の取り組みに対して、その経費の一部を補助するものでございます。対象と考えておりますのは、県内の中小及び中堅のものづくり企業でございまして、企業がこの時期を前向きに捉えまして、自社の競争力強化に取り組むソフト事業、主に生産性の向上、技術力の強化、設計開発力の強化等の取り組みに対して補助しようとするものでございます。

○川村伸浩委員 6,000万円ということで、20企業分の予算額だと思います。自由民主党で、県内33市町村を新型コロナウイルス感染症の要望調査で回りました。金ヶ崎町にお邪魔したときに、県南地域の自動車産業が非常に大きなダメージを受けておりました。特にトヨタ自動車については二次、三次の下請の部品供給をされている中小企業が大変なダメージを受けているということです。雇用調整助成金等々の支援策はあるわけでありましてけれども、これから本当に大きな影響を受けてくるのではないかという話をされておりました。

この事業については、まさにこれからの部分に投資をするわけでありましてけれども、維持をしながら、しかも攻めていくという企業支援をもう一歩進んだ形でやっていただけないかと思うのですが、その辺の考え方をお願いします。

○小野自動車産業振興課長 県内の鉱工業生産指数でございますが、平成27年を100とした数字で、令和2年1月の106.0から2月に100.6、3月には97.6で、2カ月連続で大幅

に下落しております。これは 2008 年のリーマンショックの後と同じような動きをたどっております。

この自動車産業でございますけれども、6 月から大規模な生産調整が行われているところでございまして、今後ものづくり企業、ティア 2、ティア 3 と言われる基盤技術関係の企業において、業況の悪化が強く懸念されているところでございます。

そうした中で、こうした企業が経営維持をしながら、将来を見据えて取り組んでいく部分をしっかりと支援していきたいと考えております。特に現在、忙しいときにはできないことができるけれども、経営の体力が乏しくなっており、資金的な余裕がないながらも意欲のある企業をしっかりと支援しながら、今後の景気回復、V 字回復につなげていきたいと考えております。

○川村伸浩委員 生活の部分でも、会社経営でも新たな方向性を持った形の会社経営が始まると思います。そういった部分の支援をぜひお願いしたいと思います。

○高橋但馬委員 私から二つの事業に関して質問させていただきます。観光宿泊施設緊急対策事業費は、宿泊事業者が行う新型コロナウイルス感染症対策に必要な設備の整備等に要する経費の補助ということですが、設備の整備等という内容を詳しく教えていただきたいことと、この補助を受けるためにはどのようなスケジュールとなるのかお知らせください。

○高橋観光・プロモーション室長 宿泊施設の感染症対策の内容についてでございますけれども、業界ごとのガイドラインが示されている中で、取り組みが進められているものがあります。例えばセンサー付きの水道蛇口設置に係る設備、受付カウンターに設置するアクリル板の購入、備品購入費等といったものを対象に考えております。

スケジュールでございますが、3 分の 2 の補助でございますので、事業所から申請をいただいた上で決定し、整備した後に請求いただくという通常の流れとなります。新型コロナウイルス感染症の関係で、実際に整備をされているところがございまして、経営支援課の事業もそうですが、実際に遡及して、そういった部分も配慮しながら、事業は進めてまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 実際に私も旅館、ホテルに話を聞きに行った際に、密にならないように、温泉のお湯が出るところを外しているところがあって、手間がかかっていると感じました。使い捨てのスリッパやコップを全て紙コップにしているなど、すごく細かいことなのですが、そういうことにお金を使っているということです。また、ホテル、旅館は、施設内の至るところにアルコール消毒のボトルを置いているという状況もありますので、このような消耗品費に対しても、設備とは別に補助が必要になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 感染症対策については、ハード的な整備を想定したものでございます。消耗品等につきましては、別途、経営支援課で準備します地域企業経営継続支援事業費補助の感染症対策補助で、こちらも 10 万円が宿泊施設で活用できるという

ものでございます。ただ、規模的にも宿泊施設の場合は大きいものと考えられます。宿泊施設につきましては、将来に向かって取り組みを進める独自計画に支援金 100 万円を支給するものを御提案させていただいておりますので、それらも対応いただければと考えております。

○高橋但馬委員 先ほど遡及の話が出たのですけれども、緊急事態宣言が5月14日に岩手県を含む39県で解除になったとき、宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインが全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟でつくられました。宿泊施設は罹患者が出た場合、営業停止になるということもありまして、5月いっぱい自主休業して、6月に入ってからオープンというところが結構あります。自主的に休業しているときに、宿泊者を受け入れるための準備をガイドラインにのっとりやっているとというのが現状であります。先ほどの答弁にもありましたけれども、例えばこのガイドラインが出た5月14日まで遡及適用にするのか、もしくは国の持続化給付金は2月まで遡及するという例もありますので、その辺をしっかりとするようにぜひとも取り組んでいただきたいのですが、どうでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 5月に緊急事態宣言が解除になって、県内の宿泊施設も5月中は休業して、本格的な営業は6月からという状況はこちらでも承知しております。遡及適用の時期等につきましては、再度、ほかとの関係もいろいろ調べながら、こちらでも配慮しながら事業を進めてまいりたいと思います。

○高橋但馬委員 ぜひとも自主的に先んじて取り組んだ方が、この補助金をいただけないということがないようによろしくお願いします。

次に、岩手県出身県外大学生等応援事業費についてお伺いします。こちらの周知方法と申請方法、そして施行時期についてお知らせください。

○小原定住推進・雇用労働室長 周知方法ですが、県外の大学生等を対象としまして、LINEでいわてとつながろうというアカウントを登録しておりまして、登録者数が千数十名とふえておりますが、こちらで周知しています。それから、U・Iターン就職について連携して取り組んでおります岩手U・Iターンクラブ加盟大学が57大学ございますので、学生に周知をしてまいりたいと考えております。

事業の実施時期でございますが、本日議決をいただいた後となり、6月19日になりますと全国的に移動制限が解除されますので、積極的に岩手県に戻っていただきたいということでPRをしていきたいと思っております。

申請手続については、就職インターンシップ等々についてノウハウのございます団体への委託を想定しております。基本的には来ていただいて申請するという格好になると思いますが、委託先に申請をして、来ていただいた後にお支払いをするということを現在想定しております。

○高橋但馬委員 1人当たり最大で2万円を支援しようとするということですが、例えば就職の活動ですと、一次試験があつて、その後に二次試験があるという場合はどの

ような対応ですか。

○小原定住推進・雇用労働室長 人数は 1,600 人で 2 万円ですので、旅費として 3,200 万円となります。まずは裾野を広くして、多くの人に帰ってきていただきたいということで、基本的にはたくさんの人に 1 回ずつ使ってもらいたいという形で P R してまいりたいと考えています。

○高橋但馬委員 今就職活動の期間がかなり前後しているのですけれども、どこまで事業をさかのぼって申請できるのか考えていますか。

○小原定住推進・雇用労働室長 基本的に本日以降に県外から来られる方ということで、これまでに帰ってきていた方へは想定しておりません。インターンシップやワーキングホリデーも、時期がこれから分散し、大学等の夏休みがいつになるかわからないので、非常に読めないところがありますので、本日以降のものについては、広く支援対象にしてまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 申請する人たちが少なく、予算が余った場合は、広げるという考えはありますか。

○小原定住推進・雇用労働室長 1,600 人と設定しましたが、岩手県から県外に行っている学生たちはおおむね 1 万 6,000 人います。大学に行っている間にインターンシップ等される方はおおむね 2 割程度で、2 年生、3 年生、短期大学の 1 年生の方がインターンシップをすると 1,600 人となります。今回はインターンシップ以外にも相談会や見学会など、さまざまな機会について、何でもいいとしております。その人数を考えるとかなりボリュームの大きい人数となるので、実際事業をやってみて、広くまいたほうがいいのか、それとも県内に何回も帰ってくる方がいたら、それも支援したらいいのかについては、事業の進捗、利用状況を見ながら、見直しも考えてまいりたいと思っております。

○高橋但馬委員 柔軟な対応をよろしくお願ひしたいと思います。私の知り合いの知り合いがこの事業を見て、弟が対象になるのかという話があって、対象になるみたいだから伝えておくと言いました。県内にいると早く周知されていても、県外だと実は知らない人もいないのではないかなと思うのですけれども、先ほど L I N E のいわてとつながろうや、岩手 U ・ I ターンクラブ加盟大学を利用するということですが、就職情報関係の雑誌や会社などと提携して、アピールをしていく必要があると思うのですけれども、その辺はどう考えますか。

○小原定住推進・雇用労働室長 周知の方法ですが、今考えているのは岩手 U ・ I ターンクラブ加盟大学や L I N E のいわてとつながろうと言いましたが、それだと限られたパイでの情報になるので、入っている人は知っているけれども、それ以外の周知は難しいことから、P R のやり方については委託業務になりますので、委託先と連携しながら考えてまいりたいと思っております。

○軽石義則委員 私も観光宿泊関係から質問させていただきたいと思います。先ほど対象施設の規模の説明がありましたけれども、6 室以上の旅館、ホテルといえ、広い県内で

は限られた施設になると思うのですが、そのように設定した理由は何なのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 6室以上の旅館、ホテルという設定でございますけれども、一つは旅館業法登録事業者が前提でございます。それと小規模なところをどうするかについてですが、月の売り上げが50%以上落ちたことなどいろいろあるのですけれども、今回対象とするのは大きな影響がある施設ということであります。ある一定の規模の施設を対象にしたものには、国の持続化給付金などありますので、こういった基準としたものでございます。

○軽石義則委員 そういう基準で考えていくのも大事だと思いますが、この事業は私は呼び水ではないかと考えます。多分市町村で、自分の地域の中でいかに経済を回し、宿泊につなげて、それを波及させていくかという呼び水の事業だと思うのです。対象施設がある大きい市やそれなりの温泉地を持っている地域に限られてくれば、その恩恵、いわゆる呼び水すら持ってこれない市町村が出てくると思うのです。旅館はないけれども民宿はいっぱいあって、6室はないけれども、地域の経済を支えてきたという沿岸の地域、県北の地域があると思いますけれども、そういうところにも呼び水を使えるような考え方を持つてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 対象施設の基準は6室以上と設けておりますが、実際の支援については、それ以外の旅館などは排除しておりません。算定上、対象施設を拾う場合にやっている状況でございまして、小さな施設も対象にするということで、済みません、私の答弁が不足しておりました。

小さな施設のところについても、今般、地域内の経済を回すという意味合いで、地元の宿応援割の2,000円を県単独で設けました。そちらは県民の方々が県内の宿泊施設に泊まる場合に応援するというものでございますので、活用しながら、活性化していきたいと考えております。

○軽石義則委員 そういうことであれば、そのことをしっかり県民の皆さんや市町村に理解してもらわないと、この制度が有効に活用されないと思います。旅館やホテル以外でも、子供たちを対象にした宿泊施設のユースホステルなど、いろいろな施設がありますし、県がかかわっている宿泊施設もあるのですけれども、そういうところも対象になるのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 詳細は確認しますが、基本的には旅館業法登録の施設ということでございまして、対象外とするのは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上のホテル等は除いております。あと県の施設等も対象になります。なので、PRの段階でわかりやすくしたいと思います。

○軽石義則委員 地域によっては行く場所が限られていると思うのです。そういう制度をしっかりと活用できるということを周知してほしいと思います。市町村の補助事業と県の2,000円を合算して使えるというお話がありましたけれども、今単価を下げて、みんなに使いやすいようにしているという状況なわけですか。例えば5,000円を市が負担して、2,000円を県が負担して7,000円となったら、7,000円でも1泊2食つきという商品が出てオーケ

一なのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 制度上は市町村の宿泊助成と県の助成を合算することは可能だと考えております。ただ細かいところを詰めていきますと、最終的に宿泊料がゼロということも理論的には出てくるのですが、合算する場合の考え方といたしまして、例えば 7,000 円の宿代に市町村で 5,000 円の助成をして、そこに県が 2,000 円の助成となるのですが、ただゼロとなることもどうかということで、例えば 3,000 円以上の場合には、そこに 2,000 円を助成して、最低限 1,000 円ぐらいの自己負担を入れてはどうかということも考えています。そこは整理した上で考えようと思います。

○軽石義則委員 3,000 円以上となりますと、地域によってはそういう料金設定が難しいところが出てくると思うのです。民宿等で、市町村助成と県の 2,000 円を足したらプラスになって、お金を出さなくても宿泊できて、逆にもらって帰ってくるとなるとは大変です。もらうことはないとしても、使いやすくしてあげないと利用が広がらないということがああるし、プラス効果になって、次の展開に結びつけたいということがこの事業の趣旨だと思うのです。あまり条件をきつくしていますと、この地域では県からの 2,000 円の助成が使えるけれども、この地域に行ったら使えないというのであれば、それは平等性にも問題が出てくるのではないかと思います。まだ決まっていないとすれば使えるところはどこでもいいという条件設定をぜひ考えてほしいと思いますし、周知をしっかりといただければと思います。これからまた内容を詰めるときにはいろいろと説明をいただきたいし、私たちも県民から中身がわからないと聞かれるのです。その聞かれたときに説明しかねれば、県議会議員もわからない制度なのかと言われても困りますので、ぜひ周知も徹底してほしいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 済みません。県の 2,000 円の助成については、全ての県民の方が使えるということでございますが、市町村ごとに助成制度があるところ、ないところがございます。ないところも県の 2,000 円の助成は使えます。あるところについては合算になるので、助成率が上がるという制度設計でございます。

○軽石義則委員 どんどん地元泊まろうという気持ちが高まるような制度にしたいことが大事だと思いますので、お願いします。

次に、中小企業振興費で、商工会、商工会議所、商工会連合会、岩手県中央企業団体中央会を分けて経営相談体制の強化とあるのですが、どこが違うのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 今回の補正予算案に二つの事業を提案させていただいております。一つは商工業小規模経営支援事業費補助、もう一つは中小企業連携組織対策事業費補助です。

まず、商工業小規模経営支援事業費補助については、商工会、商工会議所が小規模事業者等に対する経営改善の支援をするための事業であります。一方、中小企業連携組織対策事業費補助については、中小企業協同組合に対して、岩手県中小企業団体中央会という中小企業等事業協同組合が加入している中央会があります。この中央会が中小企業の連携組

織化、あるいは協同事業に取り組む場合等に対して、いろいろアドバイスや支援をしていく事業になります。

○軽石義則委員 結局は団体をつくって連携させるにも、それぞれのお店に行ったり、中小企業に行ったりして、指導、相談に乗るということではないかと思うのです。指導を受けるほうからいえば、来ていただいて何回も指導してもらうのは助かると思うのでいいのでしょうけれども、どうも団体に加盟していないと相談は受けられない枠組みにされているような受けとめになるのです。私のところに相談に来る皆さんは、どこに行っても相談すればいいのかということが最初の入り口なのです。事業が二つになると、中小企業者はどこに行っても、何を相談すればいいのかとなるので、もう少しわかりやすく示したほうがいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 二つの事業とも、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、いずれも協同組合に加入している組合員に直接アドバイスをしたり、相談をする。商工会、商工会議所に加入をしていない事業者が相談に行った際でも、相談対応し、加入、非加入の差をつけずにそういうような対応をするという仕組みになっております。

中小企業団体中央会、商工会、商工会議所、いずれにしても、県や国の支援策が十分に相談対応をする指導員に伝わるように、できる限り商工指導団体に対して可能な情報を提供し取り組んでいきたいと思っております。

○軽石義則委員 制度を知ってはいるのですけれども、現場では制度そのものがしっかり理解されているかといえ、まだ浸透していないところがあると思うのです。なお、各団体に加盟のお願いをされても、会費などの経費がない状況であるのは、皆さんも御承知のとおりですが、今後加盟しておいたほうがいいという一つのきっかけにはなると思っています。まさに答弁があったように、事業者の皆さんや県民の皆さんがしっかり理解できるように持って行ってほしいし、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会などに私も行って話を聞いているのですけれども、人数体制がぎりぎり、今の仕事で精いっぱい、これ以上広げられないのではないかと断言しています。そこにある程度の人もつぎ込めるような予算は含まれているのですか。

○関口経営支援課総括課長 今回の補正予算に提案した内容としまして、商工会、商工会議所に対して、相談対応に当たる支援スタッフを各1名措置できるような人件費を措置させていただいております。加えて、相談窓口対応をした上で、専門的なアドバイスが必要といった場合には、経営コンサルタント、あるいは専門家を派遣してアドバイスする事業もごございます。この派遣回数をふやす予算も盛り込ませていただいたところであります。

○軽石義則委員 各団体に1人で、1年間なのか、期間がまだわからないのですけれども、この広い岩手県に全て間に合うかどうかを考えていくと、非常に厳しいのではないかと私は思います。事業は、すごく皆さん期待していると思うので、国会でも時間の問題が議論されていますけれども、まさに今、あす、あさって、この6月を乗り切れないのではないかという声がどんどん高まってきております。この6月を乗り越えて7月、そして次につ

なげたいという思いがある人が多分相談に来ると思うのです。思いが持てない人は、もうそれこそ諦めにつながってしまっていると思いますので、ぜひ事業者の皆さんが次に意欲を持てるような事業にさらに進めてもらうことをお願いして終わります。

○佐々木朋和委員 軽石委員から御質問があった商工業小規模経営支援事業費補助でありますけれども、関連して、これは各市町村の商工会、商工会議所に1名ずつ配置をするということですが、具体的に各商工会議所、商工会に幾らずつ、そして何カ月分の給与として人件費を渡すのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 今1億800万円余の予算を計上しております。なので、1人当たり300万円程度は十分確保できるだろうと思っています。時期でございますけれども、それぞれの商工指導団体がまず人を探さなければなりません。それも、普通の事務をやればよいということではなく、相談対応を支えてくれる人材を確保することが必要であって、早く措置したところについては、できるだけ対象にしますし、最低でも8カ月分程度はこの予算で対応していきたいと考えています。

○佐々木朋和委員 私も地元の商工会、商工会議所を回りましたが、予算的に商工会議所が100万円、商工会が50万円という話を聞いたのですが違いますね。8カ月という中途半端な期間でもあるし、人材を探すのは大変だという話を聞いてまいりました。持続化給付金の相談や雇用調整助成金の相談で、まさに大変なので、これから人を探してやるというよりも、もう少し自由に残業代に使えるとか、そういったことでもいいのではないのかという話も聞いてまいりました。ぜひこの運用をもう少し緩やかにしていただければ、柔軟に対応できると思いますので、工夫をお願いしたいと思います。

次に、観光宿泊施設緊急対策事業費であります。先ほど軽石委員からも御指摘がありましたが、この割引に関して、便宜上、市町村民割、県民割、Go To キャンペーン国民割と言ったらいいのでしょうか、この7月から9月までに、三つの割引を同時に使っていったら、いかがなものかという形がいたします。

その中で、県民割については、先ほど宿の窓口で割引された後で宿が請求するということです。市民割と合同してやれるという話ではありますが、このシステムは市民割とリンクしている形になるということでもいいのですか。例えば市民割はクーポン制にするとかいったことはないのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 市町村の宿泊助成の仕組みはいろいろあります。例えば実施されている大槌町だと、インターネットで予約して、全国から利用を受け付けるというシステムを使っているのですが、重複する際のイメージは、市町村は市町村のスキームで動きますし、県は県のスキームで動くという結論となります。ただ宿からすると、御指摘のとおり、県に請求したり、市に請求するということが想定されますので、我々がこの制度をつくる際は、その辺の状況を踏まえた上で、県民が利用しやすい部分と、宿泊事業者の方に負担がかからない方法で、配慮していきたいと思っています。

○佐々木朋和委員 ここのつくり方は、もう少しシンプルにしないといけないと思います。

前回の常任委員会でも、市町村民が地元の市町村に泊まることに、どれだけニーズがあるのかという話をさせていただきました。結果として今4市町村しかやっていません。そこに何で上積みをして、別に県民割をつくるのかと。であれば、県民割3,000円プラス、4,000円プラスしたほうがいいのではないかという気がします。どうしてこのようなスキームになったのかというのを教えていただきたいのが1点。

あと、知事は6月19日から県境をまたいだ観光をやっていきましょうというメッセージを発しているわけです。ところが、岩手県としては、国がGo To キャンペーンを8月から始めると言っていますが、それまでの間に県境を越えた、例えば東北地方の人たちに来てもらうというようなどころには予算をつけていない。私は、経済の回し方が1段階小さいのではないかと思います。今の時点で6月19日から県境をまたいでいいと言っているのに、市町村割にもう一回上乘せして、県民割もあるということはいかななものかと思うのですが、経済を回す範囲の考え方、どのように考えてこのようなやり方にしたのかを教えていただきたい。

○高橋観光・プロモーション室長 まず、市町村の宿泊助成に上乘せした部分でございすけれども、新型コロナウイルス感染症によりまして、一定程度の移動が制約されている状況下において、前回の補正予算もそうでしたが、市町村単位での流動を促進するためということで、市町村との協調補助による地元の宿応援割の制度を設けたものでありまして、今回はこれを強化するために、県の補助上限額を1,000円から2,000円に引き上げようとするものであります。

また、現在は観光客を中心に流動を促進していくこととし、泊まるなら岩手の宿運動を6月1日から再開したところであります。さらなる流動促進を図るために、県単独の宿泊助成を行おうとすることで、今回新たに提案したところでございます。

今月下旬からは、東北観光推進機構と東北各県が連携した東北・新潟応援！絆キャンペーンが予定されておりまして、これと連動しながら徐々に誘客エリアを広げていくこととしております。さらにその先には、国のGo To キャンペーンが予定されていることから、これらと連動した取り組みなどを検討してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 東北・新潟応援！絆キャンペーンに合わせた、県として宿泊割り事業みたいなものを考えていかれるのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 この東北・新潟応援！絆キャンペーンの内容につきましては、特設サイトの中で観光コンテンツの紹介や東北を紹介するお得なパスの紹介を予定しておりますし、それからプロモーションを行うというソフト的なところを東北6県で取り組むものでございます。

それに対する支援でございますが、現在のところ6月1日から泊まるなら岩手の宿運動を県内向けにスタートしております。抽せんでいろいろな県産品をもらえるものになるのですけれども、そういったところを広げていく、それから現在は県内客を中心に流動を促進していくところでありますので、県単独で宿で県民が使えるようなものをつくり進めて

いきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 東北・新潟応援！絆キャンペーンに向けた割引を広域的にやるべきだと思うのですが、そこに補正予算がついていないのは非常に残念だと思います。やはり6月の観光は厳しいわけです。それが7月1日からスタートだと。しかも、県民割は9月までということで、Go To キャンペーンの割引の部分とも重なるわけです。どれだけ8月、9月に県民割のニーズがあるのか私は懸念をしているところです。本当は6月、7月に間に合わせて、こういったキャンペーンをやっていたかったかかったというところであります。

やはりもう少し市町村とも連携をしながら、情報を共有しながらやっていっていただきたいと思います。いわてふっこう割事業の知見も生かしていくという話がありました。前回のいわてふっこう割事業は2月に行って、閑散期の誘客につなげるということだったわけですが、誘客までの効果になかなかつながらないという答弁があったかと思います。私はそのときも言いましたけれども、プロモーションとセットでやらないと事業の喚起はできないと思っています。先ほどプロモーションもしっかりやると言っておりましたが、いわてふっこう割事業は、どちらかという宿の責任でプロモーションをしていくということでしたけれども、ぜひこの県民割は、補助額がそんなに大きくないですから、しっかりとやっていただきたいと思います。

次に、同じく観光宿泊施設緊急対策事業費で100万円の支給を行うということであります。独自計画を策定して実施しようとする宿泊事業者に対して支援金を支給するものでありますけれども、この計画というのはどの程度のものをつくって出さなければいけないのか。あとは売り上げの減少基準などもあるのかも聞きしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 宿泊事業者への100万円の支給についてでございます。まず計画につきましては、生産性向上や高付加価値型の受け入れ環境ということで、みちのく岩手観光立県第3期基本計画に沿った形という御説明をしているところでございます。減少基準につきましては一月の売り上げが前年同月比で50%以上減少ということで、持続化給付金の要件と同じ対象にしているところでございます。

計画の内容についてでございますが、これまでお話がありましたとおり、宿泊施設は5月まではずっと休業中で、6月からスタートを切るところでありますし、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、これから宿泊施設は営業を始めていくところあります。新たなサービスという形でのスタートを切りますので、具体的にここまでのレベルのものというものは、今のところはまだ設定しておりませんが、いずれ県でみちのく岩手観光立県第3期基本計画に沿っていろいろな取り組みをしていく中で、宿泊施設もそれと合った取り組みをしていくのであれば、応援していきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 その計画で、こういう書き方をすると、何か設備投資に対して給付するようなイメージですが、そうではないのでしょうか。まさに宿応援ということで、今の状況で、人もいつもより入れられない、新型コロナウイルス感染症対策をしなければ

いけないというときに生産性向上と言われても、というのが宿の経営者の皆さんの気持ちではないかと思うのです。持続化給付金の上乗せというイメージであれば大変ありがたいと思うのですが、独自計画を出して、生産性向上のためにこういうことをするのだったら100万円を出しますということであれば、投資に対する意欲というのは難しいと思うわけですから、その辺はどうですか。

○高橋観光・プロモーション室長 こちらの独自計画につきましては、委員御指摘のとおり、ハードルを高めるために求めるということではなくて、これから再開していくに当たって、応援していくという意味合いでございます。持続化給付金の上乗せという意味合いもないわけではないですが、それだけではなく、向かっていくような意向があって取り組むというところを条件に入れて、売り上げが落ちているだけではなくて、いろいろな取り組みを進めたいということとをさらに後押しするという前向きな意味合いでこの事業をつくっている状況でございます。

○佐々木朋和委員 ぜひその前向きなところが伝わるように、説明にも気をつけてやっていただきたいと思います。

私は、宿泊施設はゴールデンウィークまでの休業要請の期間、自主休業したところが多かったですから、それはよかったと思っております。ただ一方で、岩手県内には自主休業しながら、休業要請がないので協力金を得られなかったところが多く、その不公平感をどうするか、私も地域を歩いていて感じるところであります。

この6月10日で、ゴールデンウィークまで、県が休業要請をした岩手県感染拡大防止協力金の受け付けが締め切りとなりました。1,000社分の予算をとっていたわけでありすけれども、対象施設数がどうだったのか、そして受け付け件数は最終的にどうなったのか、お示しいただきたいと思います。

○関口経営支援課総括課長 岩手県感染症拡大防止協力金の受け付け状況であります、県の休業要請対象である施設で、住所等が把握できた817施設に対して申請書を郵送しております。6月9日現在であります、受け付け件数は587件となっております。

○佐々木朋和委員 約7割ぐらいだと思うのです。申請書を送って、申請をしてこないというのはどういった理由なのかと思うわけですが、受け付け件数が伸びなかった要因を県ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 申請書を提出されなかった中には、休業要請をする前から実質的に廃業されていた事業所もありました。あとは休業要請期間中、お店を開かれたという事業所も見られました。こうしたことも一つの要因と考えております。

○佐々木朋和委員 岩手県内はかなり休業には協力的ではないかと思っているのですが、その3割がもうやめていた、お店をやっていたとはなかなか思えないのです。私はその部分をしっかり把握するべきではないかと思います。ゴールデンウィークの直前に休業する業種が決まりました。経営支援課の方が土日も県庁にいられて頑張ったのを私も知っております。そういった中でも情報を伝え切れなくて、中には休業要請がかかったと

思って休んだところもあれば、自粛をしているのに、何で来ないのだろうと思っっている事業者が多くいると思います。私は、そういった支援の平等性の面もしっかり見ていかなければいけないと思います。

今回の補正予算では宿泊施設に限って、持続化給付金の上乗せ分ではないと言いながら支援金を出したわけでありますけれども、市町村でも補正予算を組んでいこうというところがあります。私は、その重なっている部分が、意図的に重ねさせて充足的にやるのならいいのですけれども、重複してもらえるところもあれば、全くもらえないところもあるといった状況というのはいかがなものかと思っております。私はこういった支援をするに当たっては、市町村と連携を強化して、県の部分ではどこまでする、市町村の部分ではどこまでするといったコンセンサスをつけながらやっていくべきだと思いますが、この点について所感を伺いたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 委員の皆様申し上げます。ほかの委員の発言の機会を確保するためにも御発言をまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。

○関口経営支援課総括課長 今の委員の御指摘は承りました。今回家賃に対する補助を市町村と連携してやらせていただいております。市町村からもこういうことをやってはどうかという御意見を賜って、その上で県としてはこういう取り組みをしようということで、いろいろ相談、情報提供しながら、できる限り全県一斉に同じ条件でやれるように取り組んでいるところであります。こういった考えのもと、市町村と連携してやるべきところについては検討していきたいと思います。

○工藤勝子委員 私から、地域企業経営継続支援事業費補助についてお聞きします。

農林水産部の資料を見ても、地域企業経営の部分がないのです。商工会にきちんと加入されている農業の菌床シイタケの方なのですけれども、今回倒産手続に入ったのです。6月はもたないという状況なのです。きょうも話を聞いてきたら、中国での仕事ができないために非常に忙しくなっている企業があり、中国から部品が入ってこないために、何もできないという企業もあるということで、その辺の見分けをつけていかなければならないと思っっています。

零細、中小企業事業継続の後押しもしているのですけれども、この持続化給付金はいつまで続けられるか、予想を立てているのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 国の持続化給付金ではありますが、新聞報道等でいろいろ取り沙汰されている状況でありまして、私どもも国、東北経済産業局にどういう状況であるのか、申請件数は県内でどのくらいあるのかなどと問い合わせをしておりますが、なかなか示してくれないのが現状であります。したがって、我々も新聞報道やホームページ等で公開されている情報の中のお答えしかできないわけですが、いつまで続けられるのかについては示されていないと思います。

○工藤勝子委員 示されないということは、延長するだろうと思っます。観光が、本当に戻るのは1年後という話もあります。そうすると、前の経営に戻るということは、多分1

年かかるのではないかと思います。零細企業の人たちがどこまで我慢できるか、倒産することによって、そこで働いていた人たちが今度は無職になってしまうと雇用にも響いてくるのです。ぜひ国に対して、しっかりと延長をしていく対策をとるようにしていかなければならないと思います。県独自で、中小企業の今の経営状況を調査されているのでしょうか。どのような形で経営がなっているのか、非常に厳しくなっているのかという調査状況があったらお示し願いたいと思います。

○関口経営支援課総括課長 持続化給付金についてであります、事業者、関係団体から売り上げ要件の緩和、複数回の給付を求める声があり、これを受けて全国知事会が緊急提言を行っているところであります。県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出しておりますので、引き続き全国知事会と連携し、国に改善を図っていきたいと考えております。

県内中小企業者への経営状況影響調査についてであります、県では商工会、商工会議所を通じて、3月末から毎月末時点の事業者の経営状況の調査を行っております。4月の影響調査の概要について説明させていただきます。4月末時点でお答えをしたいと思います。まず、調査回答数は、575社でありました。経営の影響については、既に影響が出ているが77%、今後影響が出てくるが16%です。前回の3月期と比べても増加しております。具体的な影響ですが、来客者、予約、受注予約の減少が約8割、イベント等の中止が40%という状況であります。4月における前年同月の売り上げ変化であります、ゼロから20%減少したというのが33%、次いで多いのが21%から40%減少したというのが24.8%、41%以上、4割を超える減少が39.1%ということで、前回の調査と比較しても、売り上げ減少の幅が大きくなっているという結果が出ております。

○工藤勝子委員 ぜひ県内の企業の実態を把握しながら、国に頼ることも非常に大事だと思いますけれども、岩手県独自の支援も非常に大事だと私は思っておりますので、御検討をお願い申し上げたいと思います。

もう一つ、観光の関係ですけれども、佐々木朋和委員からも、独自計画の策定という話がありました。これは生産性の向上ということからすると、ハード面のことではないかと思っているところであります。ことしは、遠野物語発刊110周年なので、大がかりなイベントを計画していましたが、できなくなっているのです。例えば宿泊施設での子供たちによる語り部などのソフト事業を積極的に取り入れることに対する支援にも使うことができるわけでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 ソフト事業の支援についてですが、新型コロナウイルス感染症対策の関係での支援となりますと、通常の観光振興の中でも、例えば語り部やいろいろな体験ツアーの支援、二次交通の支援など、ソフト的な部分が周遊商品の一環に組み込まれるところもあります。人の動きが出てきて、そういったこともこれから考えながら、支援してまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 時間ですから最後にします。生産性向上には結びつかないかもしれませんが

んけれども、ソフトの関係にも今後ぜひ活用しながら進めてほしいと思います。遠野地方には独自の文化、歴史、遠野物語があって、県外から来るお客さんたちが非常に多いわけです。今後、東北各県と一緒にやることも非常に大事ですけれども、岩手県独自の観光キャンペーンで、県内ではなくて、県外からいかに人を呼んでくるかということにそろそろ力を入れていったほうがいいのではないかなと思うわけです。6月定例会が始まるわけですが、今後の観光キャンペーンの取り組みについての予算をしっかりと確保する必要があるのではないかなと思っているところでありますので、よろしく御検討をお願い申し上げたいと思っております。

宿泊施設にはいろいろ支援や助成があるのですけれども、イベント業界、それから飲食を中心とする事業者が非常に苦慮しているのです。全然イベントがなくなりました。遠野市も一切ありません。会議也没有ありません。総会也没有ありません。ということは、つまり飲食がないわけです。会議だけでもやってほしいと思うのです。そうすれば、会議利用で会場費がもらえるのですけれども、それもないのです。書面議決の書類が届けられるのです。そういう事業者の人たちがかかなり苦慮しているということを考えの中に入れてほしいと思っております。所感があればお伺いして、終わりたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 さまざまな御提案をいただいたところでございます。観光につきましては、御指摘のとおり、いろいろな部分で関係者が多い分野でございますので、ソフト的な事業も含めて、今後取り組みが必要になろうかと思っておりますので、現場の状況やニーズを踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。